

練馬区緑地協定の認可の手續等に関する実施要領

令和5年4月1日

4練環推第1302号

(目的)

第1条 この要領は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）の規定による緑地協定の認可の手續等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、法の例による。

(緑地協定の認可)

第3条 法第45条第4項または法第54条第1項の規定により緑地協定の認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、つぎの各号に掲げる書類を練馬区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 緑地協定認可申請書（第1号様式）
- (2) 緑地協定区域の案内図
- (3) 緑地協定の区域図
- (4) 緑化計画図
- (5) 緑地協定書
- (6) 登記簿謄本（原本還付可）
- (7) 公図（原本還付可）
- (8) 法第45条第1項に規定する緑地協定を締結する場合は、緑地協定区域内における土地所有者等の全員の合意を示す文書
- (9) 前各号のほか、区長が緑地協定の認可において必要と認める書類

2 区長は、法第47条第1項または法第54条第2項に基づき認可する場合は、緑地協定認可書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(緑地協定の変更の認可)

第4条 前条第2項により緑地協定の認可を受けた者（以下「協定者」という。）のうち、法第48条第1項の規定により緑地協定において定めた事項の変更の認可を受けようとするもの（以下「変更申請者」という。）は、つぎの各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 緑地協定変更認可申請書（第3号様式）
- (2) 登記簿謄本（原本還付可）
- (3) 公図（原本還付可）
- (4) 緑地協定区域内における土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）の全員の合意を示す文書
- (5) 変更内容がわかる図書

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、法第48条に基づき認可するとき
は緑地協定変更認可書（第4号様式）により、変更申請者に通知する。

（緑地協定の認可の公告があった後緑地協定に加わる手続等）

第5条 法第51条第1項により、緑地協定区域内の土地の所有者が緑地協定に新たに加
入する場合は、つぎの各号に掲げる書面を区長に提出しなければならない。

- (1) 緑地協定加入届（第5号様式）
- (2) 新たに加える加入者全員の登記簿謄本（原本還付可）

2 法第51条第2項により、緑地協定区域隣接地の区域内の土地所有者等が緑地協定に加
入する場合は、つぎの各号に掲げる書面を区長に提出しなければならない。

- (1) 緑地協定加入届
- (2) 新たに加える加入者全員の登記簿謄本（原本還付可）
- (3) 当該土地に係る土地所有者等の全員の合意がわかる文書

（緑地協定の廃止の認可）

第6条 協定者のうち、法第52条第1項の規定により緑地協定を廃止しようとする者（以下
「廃止申請者」という。）は、つぎの各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 緑地協定廃止認可申請書（第6号様式）
- (2) 登記簿謄本（原本還付可）
- (3) 公図（原本還付可）
- (4) 緑地協定区域内における土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）
の過半数の合意を示す文書

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、これを認可するときは緑地協定
廃止認可書（第7号様式）により、廃止申請者に通知する。

（緑地協定の設定の特則に関する届出）

第7条 法第54条第2項により認可を受けた緑地協定区域内の土地所有者等は、2以上の
土地所有者等が存することになった場合は、速やかにつぎの各号に掲げる書類を区長に
提出するものとする。

- (1) 2以上の土地所有者等が存することとなった旨の届（第8号様式）
- (2) 土地所有者全員の登記簿謄本（原本還付可）

（縦覧）

第8条 法第46条第1項の規定に基づく縦覧場所は、環境部みどり推進課とする。

2 法第47条第2項（法第48条第2項、第49条第4項、第51条第4項または第54条第3項に
おいて準用する場合を含む。）の規定に基づく縦覧場所は、練馬区ホームページおよび環
境部みどり推進課とする。

（緑地協定に定めるべき事項に関する基準）

第9条 法第45条第2項の規定による緑地協定に定めるべき事項に関する基準は、法第47
条第1項第3号で規定する基準に加え、つぎの各号に掲げるとおりとする。

(1) 緑地協定の有効期間

- ア 緑地協定の有効期間は、協定の効力発生の日から10年を標準とする。
- イ 有効期間満了前に協定者の過半数から緑地協定の廃止の申出がない場合は、当該期間満了の翌日から起算して、当該緑地協定に規定する有効期間、同一条件により緑地協定は更新されるものとする。
- ウ 有効期間内に緑地協定に違反した者の措置に関しては、期間満了後も、なお効力を有する。

(2) 緑地協定の代表者の届

- ア 第3条第2項により、認可の通知を受けた場合、協定者の中から緑地協定の代表者（以下「協定代表者」という。）を選出し、速やかに区長にその旨を通知するものとする。
- イ アの規定により選出された協定代表者に変更があった場合は、新たに代表となった者が、速やかに区長にその旨を通知するものとする。

(3) 緑地協定に違反した場合の措置

つぎに掲げる事項に該当した場合の措置を定めることができる。

- ア 緑地協定の協定事項に違反する協定者があった場合、協定代表者は、緑化を図るべき義務の履行、原状回復のための植樹等の請求を行うこと。
- イ アに規定する請求があった場合において、協定事項に違反する協定者がその請求に従わないときは、強制履行または当該協定者の費用をもって第三者にこれを行わせること。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、緑地協定の認可の手続等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。